

◇ 相手に知られたくない情報がある方へ ◇

あなたを特定する事項を知られたくない場合、「非開示希望」又は「当事者間秘匿」の2つの手続から選ぶことができます。以下の1から3の書面をよくお読みいただき、どちらの手続を利用するかご検討ください。

1	非開示希望と当事者間秘匿のご案内(ポンチ絵)	「非開示希望」とは、相手に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報について、相手が閲覧謄写（見たりコピーしたりすること）の申請をする場合に備えて、あなたの希望を予め申し出る手続です。 「当事者間秘匿」とは、あなたを特定する情報（例：あなたの氏名、本籍、住所）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。
2	非開示希望申出と当事者間秘匿制度(Q&A)	非開示希望申出と当事者間秘匿制度についての説明です。
3	非開示(相手に見せないこと)希望をされる方へ	「非開示希望」の手続についての注意書です。注意事項をよく確認したうえで、非開示希望の手続を利用するかどうかお考えください。
4	秘匿決定申立書	「当事者間秘匿」の手続を利用する場合はこの申立書を提出してください。 他方当事者等に自らの住所又は氏名等が知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあることを疎明する資料が必要です。
5	秘匿事項届出書面	「当事者間秘匿」の手続を利用する場合、秘匿を希望する住所等を記載する書面です。
6	書面提出前のチェックシート	非開示書面を提出する前にセルフチェックを行ってください。
7	非開示希望の申出書	「非開示希望」の手続を利用する場合で、「送達場所の届出書」やそれ以外の書面に記載した情報を非開示とすることを希望する場合は、 非開示書面を提出するごとに毎回必ず この書面を提出してください。

ご注意ください！

- ① 非開示希望の申出を認めるかどうかは、閲覧謄写の申請があったときに判断されます。
- ② 非開示希望の申出があったとしても、①の判断結果によっては必ずしも非開示となるわけではありません。
- ③ 非開示希望の申出が認められなかったとしても、一度提出された書面をお返すことはできません。
→非開示希望部分が相手方に見られたりコピーをされたりする可能性もあります。

非開示を希望される場合、非開示希望の申出を行うのではなく、例えば非開示希望部分をマスキングしてからコピーを取り、その写しを提出するなどの方法によることもできます(この方法であれば、非開示希望部分が相手方に見られたりコピーをされたりする可能性はありません。)

